

紫水自治会

入会のご案内

自治会は、そこに住む人たちが“生活環境”をより良くしていくために、会員の皆さんが自身で考え・行動するという意識を持つ事が大切です。自治会は、“誰かがしてくれる・誰かにしてもらおう”のではなく、「自ら治める会」である事を認識して入会してください。

[紫水自治会の合言葉（愛ことば）]

私たちの 住むまちは、私たち自身で 守りましょう

[紫水自治会の標語]

笑顔で挨拶（愛拶）、明るく 愛ある まちづくり

1] 入会時に必要なこと

1) 会員調査票（会員台帳）の提出

調査票の用紙をお渡ししますので、ご記入の上 提出してください。

2) 自治会費・・・350 円/月

①会計年度は 3 月—2 月です。通常は 4 月の総会后、会費納入日を設けますので(場所=紫水自治会館)、4,200 円/年 を一括納入して頂きます。

②中途転入世帯は、転入月から 3 月まで(350 円/月×月数)を納入して頂きます。

*二世帯同居の場合は、一世帯とみなします。

3) 自治会会則について

自治会会則/規約集をお読みいただきご了解いただきます。

2] ごみ置場について

紫水地区内のごみ置場は、自治会費で自治会員が作り 維持管理している自治会員のためのごみ置場です。取手市のごみ置場ではありません。自治会として市に手続きをし、ごみ回収を依頼しているのです。非会員はごみ置き場の使用が出来ません。各個人にてごみ置き場を設け、市に手続きをするようになります。

3] ごみ置場番号制度と清掃当番

班とは別に“同じごみ置場を使用する世帯”で 1 週間ずつ 清掃当番表に従って清掃をして頂きます。

清掃当番表が 順番で回ってきましたら、ごみ置場の清掃を行って下さい。

4] ごみ出しの注意事項

取手市から“ごみ分別収集カレンダー”と“家庭ごみ分別の手引き”が配布されている事と思います。“カレンダー”に従って きちんとルール・マナーを守ってごみ出しをしてください。

1) 一般ゴミの出し方について

- 1、決められたごみ置場に ごみ出し願います。
(決められたごみ置場の清掃当番に参加して頂きます。)
- 2、分別指定ごみ袋で出してください。
- 3、ごみの混在、又 指定ごみ袋以外は回収されません。
- 4、曜日によって回収ごみが違いますので、ごみ収集カレンダーを必ず確認してください。
- 5、ごみ出しは、原則として当日の8時半までに出してください。

ゴミ回収の無い日もありますので、ご注意ください。

2) 粗大ごみは 出せません

取手市役所の“環境対策課”に申し込んでください。

1点につき1枚500円の回収券が必要です。

取手市役所：TEL 0297-74-2141(代表)

5] 班長及び役員について

自治会で決まっている班内の順に従って(輪番制)、班長1年・役員1年の計2年間、自治会活動をお願いしておりますので宜しくお願いします。
(委員会委員を兼務)

6] その他

- 1) 必要に応じて「お知らせ」「報告」等々 班ごとに回覧します。回って来ましたら、内容をチェックし 名前の横に日付を記入し次に回してください。
- 2) 分からない事がありましたら、班長・役員・本部窓口に確認してください。

本部窓口/ 電話【070-4320-7879】

メール【shisui-jichikai@docomo.ne.jp】